

厚労省の国保一部負担金の減免通知について

○ 一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについての一部改正について  
(昭和34年3月30日保発第21号厚生省保険局長通知)

改正後（新）	改正前（旧）
記	記
<p><b>第一 一部負担金の徴収猶予及び減免</b></p> <p>一 一部負担金の徴収猶予</p> <p>保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員（以下「世帯主又は組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となつた場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、<u>6箇月</u>以内の期間を限つて、一部負担金の徴収を猶予するものとすること。この場合において当該世帯主又は組合員が<u>保険医療機関等</u>に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該<u>保険医療機関等</u>に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。</p> <p>1 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、<u>障害者</u>となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。</p> <p>2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。</p> <p>3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>4 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。</p> <p>二 一部負担金の減免</p> <p>(一) 保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができる。なお、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとすること。</p> <p>① 入院療養を受ける被保険者の属する世帯</p> <p>② 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入又は組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者の収入が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3箇月以下である世帯</p> <p>(二) 一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で3箇月までを標準とすること。ただし、3箇月までに期間を制限するものではない。なお、療養に要する</p>	<p><b>第一 一部負担金の徴収猶予及び減免</b></p> <p>一 一部負担金の徴収猶予</p> <p>保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員（以下「世帯主又は組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となつた場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、<u>六箇月</u>以内の期間を限つて、一部負担金の徴収を猶予するものとすること。この場合において当該世帯主又は組合員が<u>療養取扱機関</u>に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該<u>療養取扱機関</u>に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。</p> <p>1 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、<u>不具者</u>となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。</p> <p>2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。</p> <p>3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>4 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。</p> <p>二 一部負担金の減免</p> <p>保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができる。</p>

期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ること。

三 前記一及び二の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

#### 四 申請

一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、様式第一による申請書を提出しなければならないこと。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならないこと。

#### 五 証明書の交付又は通知

(一) 保険者は、法第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、様式第二による証明書を申請者に交付し、法第44条第3項の規定により一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、その旨申請者に通知するものとすること。

(二) 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、(一)の証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

#### 六 徴収猶予及び減免の取消

(一) 保険者は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

1 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

2 一部負担金の納入を免かれようとする行為があつたと認められるとき。

(二) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとすること。この場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとすること。

三 前記一及び二の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

#### 四 申請

一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、様式第一による申請書を提出しなければならないこと。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならないこと。

#### 五 証明書の交付又は通知

(一) 保険者は、法第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、様式第二による証明書を申請者に交付し、法第44条第3項又は法第52条第3項の規定により一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、その旨申請者に通知するものとすること。

(二) 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が療養取扱機関について療養の給付を受けようとするときは、(一)の証明書を被保険者証にそえて当該療養取扱機関に提出しなければならないこと。

#### 六 徴収猶予及び減免の取消

(一) 保険者は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

1 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

2 一部負担金の納入を免かれようとする行為があつたと認められるとき。

(二) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとすること。この場合において被保険者が療養取扱機関について療養の給付を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該療養取扱機関に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとすること。